資料２

こども性暴力防止法の施行について

１　趣旨

令和８年 12 月 25 日から、こどもに対する性暴力の未然防止を目的とする「こども性暴力防止法」が施行されます。本制度は、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設等のほか、一定の民間教育・保育事業者を対象として、こどもと接する業務に従事する者に係る確認や、相談体制、研修その他の防止措置の実施を求めるものです。こどもが安心して学び、育つことのできる環境を確保するため、関係施設・事業者における予防的な取組の強化が図られるものです。

２　制度の概要

本制度において、対象となる施設・事業者には、主に次のような対応が求められます。

(1) こどもと接する業務に従事する者の性犯罪前科の有無を確認すること。
(2) 性暴力を防止するため、職員研修、相談体制の整備等を講ずること。
(3) 性暴力が疑われる事案が生じた場合において、こどもの保護、事実確認、再発防止等に適切に対応すること。

３　主な対象施設・事業者

主な対象は、次のとおりです。

(1) 法律上、対応が必要となる市の施設
学校、保育所・こども園、児童館、発達支援センター
(2) 認定を受けることで対象となる主な民間事業者
認可外保育施設、放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ　等

４　今後の予定

保育事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止するための措置（採用時の性犯罪歴の確認等）を講じることを義務付ける、国の基準が改定されることから、今後関係条例を改正する予定です。